

内みのわ運動公園内 キッチンカー出店に係る要項

1 目的

公園利用者の利便性向上及び公園の魅力向上を目的とします。

2 概要

(1) 出店位置

出店位置は別紙平面図のとおりです。事前に下見をして候補地を選定し、原則、平面図に示す範囲に出店をしてください。その他の場所については君津市との協議が必要です。

(2) 販売品目

酒類を除く飲食物（自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているもの）

(3) 営業可能時間

午前9時から午後5時まで（準備及び片付けの時間を含む。）

※休館日（毎週月曜日（祝日の場合は次の平日）及び年末年始）は除く。

(4) 公園使用料

1平方メートル1日につき118円

※椅子等を持ち込む場合は、物品の設置面積も含まれます。

3 出店者の資格要件

(1) 出店に必要な資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、出店することができます。

ア 食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可を有していること。

イ 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること。

ウ キッチンカーの所有権を出店者が持っていること（レンタル車での出店は不可）。ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業

許可証の名義が同一である場合に限り可能（使用者及び名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす）。

(2) 出店の制限

次のいずれかに該当する場合は、出店をすることができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員）の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は君津市暴力団排除条例に該当する者
- エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

4 許可条件等

(1) 許可方法

君津市都市公園条例第4条第1項第1号による公園内行為許可

(2) 許可条件

君津市都市公園条例第4条第5項により次の条件を付した許可とします。

■公園内行為許可の条件（許可書に記載）

- ア 君津市都市公園条例を遵守すること。
- イ 許可期間中は、公園管理者（君津市）の指示を守ること。
- ウ 行為の目的以外の用途に供してはならない。
- エ 行為に起因する事故・陳情等は、行為者の責任において解決すること。
- オ 公園の施設・土地等を荒廃又は毀損したときは、公園管理者（君津市）が定める損害額を賠償すること。
- カ 許可後であっても、公園管理者（君津市）において公益上その他必要があるときは、許可を変更し、又は取り消すことができる。

■上記のほか、キッチンカー出店上の条件（許可書別紙に記載）

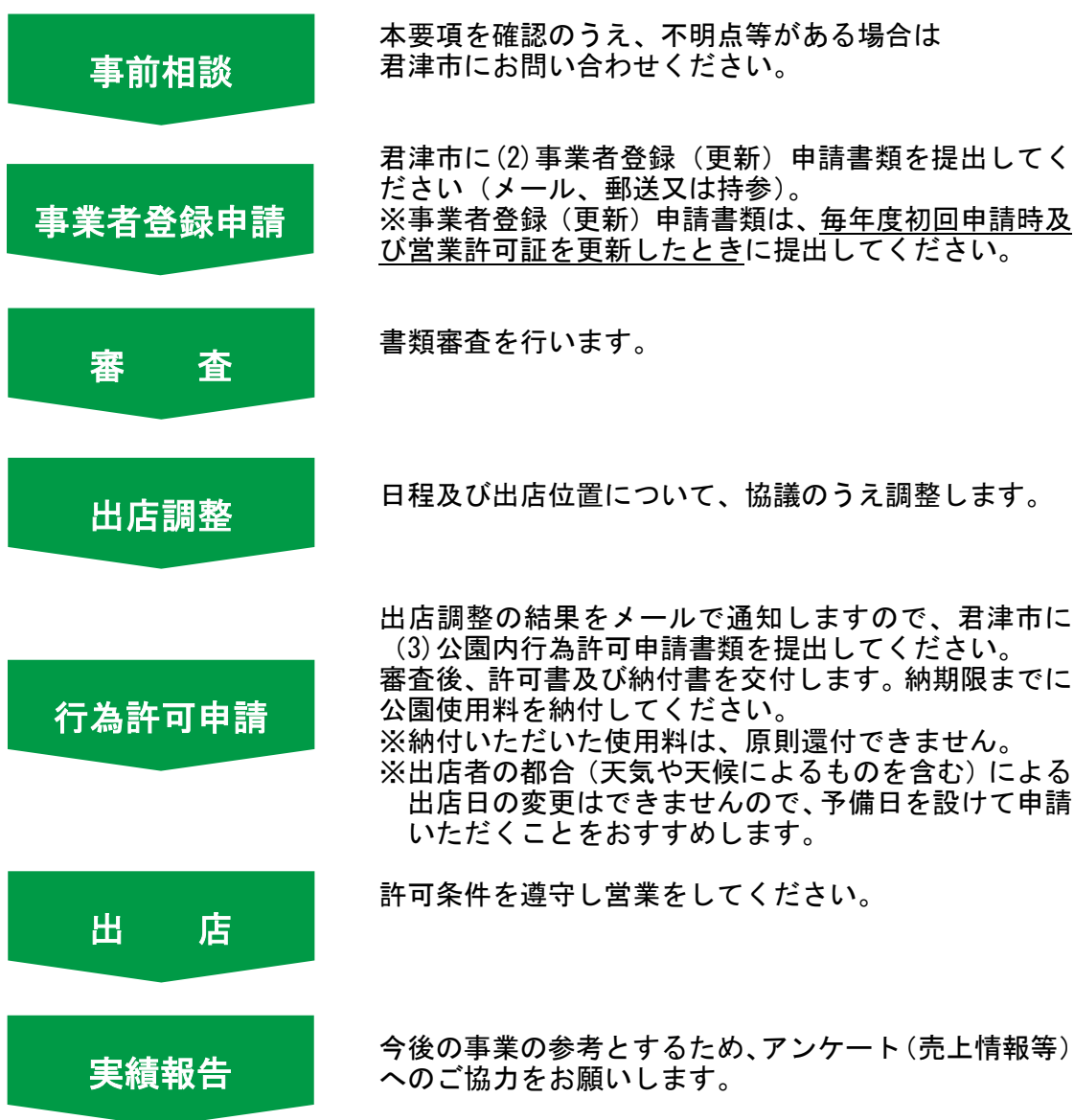
- ア 園内移動はハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に徐行すること。
- イ 許可を受けた設置場所以外に出店車両等を設置しないこと。
- ウ 営業に必要な電気、水等は、出店者が自ら用意すること。
- エ 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。
- オ 出店により発生した排水は公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- カ 必ずごみ箱を設置し、出店により発生したごみは持ち帰り適正に処分すること。
- キ 設置場所周辺を適宜清掃し、清潔に保つこと。
- ク 設置場所周辺は禁煙とすること。
- ケ 販売終了後は、設置場所の原状回復をすること。
- コ 他の出店者がいる場合は、共存を可能とする運営を行うこと。
- サ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。
なお、発生したトラブル等については、その内容を公園管理者（君津市）に報告すること。
- シ 出店中はBGM等の使用はしないこと。
- ス 許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等を行なわないこと。
- セ 出店者は賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責任を負うこと。
- ソ 出店車両及び備品等の破損、紛失等について、公園管理者（君津市）は一切責任を負わない。
- タ 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、出店許可を取り消すことができる。
- チ その他関連法令を遵守すること。
- ツ その他の事項については公園管理者（君津市）と協議すること。

5 申請手続き

出店申請は先着順とします。今後、申請数が増加した場合は、抽選等の受付方法に変更する場合があります。また、予告なく出店申請の受付を中止する場合があります。

原則、出店希望日の2週間前までに申請をしてください。最大1か月分をまとめて申請することが可能です。

(1) 手続きの流れ



(2) 事業者登録（更新）申請書類 ※更新の場合は該当書類のみ提出

- ア キッチンカー事業者登録（更新）申請書
- イ 誓約書
- ウ 営業許可証の写し（千葉県内の保健所が発行したもの）
- エ 食品衛生責任者の証明書の写し
- オ 生産物賠償責任保険（P L保険）の証明書の写し
- カ 事業概要書（会社案内可）
- キ 車検証の写し
- ク 車両の写真（ナンバープレートが確認できるもの）

(3) 公園内行為許可申請書類

- ア 公園内行為許可申請書
- イ 出店位置を示した図面（手書き可）

6 留意事項

- (1) 運営上の事情により、本要項の内容を予告なく変更・改定・廃止し、出店申請の受付を中止する場合があります。
- (2) 内みのわ運動公園は指定管理者による管理運営をしているため、君津市及び指定管理者との調整が必要となります。ご協力をお願いします。
- (3) イベント等の実施日においては出店不可とする場合があります。
- (4) 今後の事業の参考とするため、アンケート（売上情報等）へのご協力をお願いします。また、ヒアリングをさせていただく場合があります。

7 問い合わせ・申請先

〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号
君津市建設部公園緑地課 公園整備係
電 話 0439-56-1283
メー ル tosi@city.kimitsu.lg.jp